

国民スポーツ大会（青森県）セーリング競技参加艇輸送業務契約書

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、国民スポーツ大会（青森県）セーリング競技参加艇の輸送業務（以下「輸送業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲の定めた別紙仕様書に基づき、輸送業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、
金 円（うち、消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

第2 契約期間は、契約締結の日から令和8年9月8日までとする。

第3 契約保証金は、 円とする。

第4 甲は、乙に対して、輸送業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、輸送業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第6 乙は、輸送業務を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第7 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、契約額又は契約期間を変更するとき、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第8 乙は、輸送業務が完了した場合は、完了報告書（様式1号）及び請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、輸送業務の実施状況がこの契約に適合すると認めたときは、その日から起算して30日以内に乙に対してその代金を支払うものとする。

第9 輸送業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第10 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第11 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代金の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第12 甲は、天災地変その他この契約締結後に生じた事情により、輸送業務の実施を継続する必要がなくなったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、輸送業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) その他この契約に違反したとき。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 輸送業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は岩手県に帰属するものとする。

第16 乙は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第17 乙は、第12から第14までの規定によりこの契約を解除された場合において、既に代金の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、代金を返還するものとする。

第18 乙は、第17の規定により代金を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第19 乙は本契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙

完了報告書

岩手県知事 様

住 所
会社名
代表者名

印

下記のとおり、輸送業務を終了しましたので報告します。

記

- 1 事業名
国民スポーツ大会（青森県）セーリング競技参加艇輸送業務
- 2 契約期間
令和8年 月 日から令和8年9月8日まで
- 3 経路
岩手県宮古市（リアスハーバー宮古）から青森県むつ市真砂町地内（太平マリーナ）
- 4 使用車両
クレーン付き大型トラック 1台
ウィングボディ大型トラック 1台
- 5 その他
※保険加入の書類（写）及び積込み、出発、到着等に係るヨット輸送の写真を添付